

令和8年9月号



若松駐在所だより

若松警察官駐在所
0287-64-3186
那須塩原警察署
0287-67-0110

★秋の交通安全県民総ぐるみ運動の実施!!★

【実施期間】

令和8年9月21日（月）から30日（水）

【交通事故死ゼロを目指す日】

令和8年9月30日（水）

【運動の重点（全国重点）】

（1）歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

- ・ 横断歩道がある場所では横断歩道を利用し、安全確認をしてから横断しましょう。
- ・ 9月1日から生活道路の法定速度が30km/hに引き下げられます。
- ・ 反射材用品やライト、明るい服装は、周囲のあなたの存在を効果的にアピール出来ます。

（2）夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

- ・ 早めのライト点灯で事故のリスクを減らしましょう。
- ・ ハイビームは、遠方の歩行者や自転車を早期に発見することが出来ます。
- ・ 飲酒運転は、判断力、集中力等を低下させる悪質危険な行為です。
- ・ 「ながらスマホ」は、前方不注視になり大変危険です。

（3）自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール理解・遵守の徹底

- ・ 自転車安全利用五則を正しく理解し、安全運転を心掛けましょう。
- ・ 自転車・特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）は、車両に分類され、車道の左側端に寄って走行することが原則です。
- ・ 16歳以上の自転車での交通違反は、交通切符が適用されます。
- ・ 自転車や特定小型原動機付自転車に乗車するときは、ヘルメットを着用し、万が一、交通事故に遭った場合に命を守りましょう。



★自転車安全利用五則★

- ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用



交通安全運動を機に、今一度、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け、安全運転を心掛けましょう。

秋の夕暮れ ライトと反射材で守る命